

お詫びと訂正

弊社刊行の『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 第2版』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2022年10月13日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
40 頁	下から 4 行目から次頁上から 3 行目まで	<p>児童館ガイドライン <u>3(7)</u></p> <p>・児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、<u>放課後児童クラブガイドライン</u>に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、以下のことに留意すること。</p> <p><u>ア</u> 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。</p> <p><u>イ</u> 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。</p> <p>・<u>児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係</u></p> <p>児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように<u>連携したり、共同</u>で行事を行うなど<u>配慮</u>すること。</p>	<p>児童館ガイドライン <u>第4章8</u></p> <p>・児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、<u>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)及び放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</u>に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。</p> <p><u>①</u> 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。</p> <p><u>②</u> <u>多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。</u></p> <p><u>③</u> 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。</p> <p><u>削除</u></p> <p>・児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように<u>配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫</u>をすること。</p>	2022/10/13 更新